

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「この法人」という。）の定款第14条第3項及び第30条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を含め役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員は、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅行雑費、宿泊料、食卓料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、毎月一定の日に支給するものとする。
- 3 常勤役員には、毎年3月、6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤の理事に対する、報酬等の額は別記第1に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令及びこの法人の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、職員の例による通勤手当を支給することができる。

(費用弁償の額等)

第7条 役員等には、会議の招集に応じ、又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給することができる。

- 2 前項により支給する費用弁償の額は、別表に掲げるとおりとする。その支給方法は、

職員の例による。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1 理事の報酬等（第4条関係）

- ・ 常勤理事 各年度の総額 650万円までの範囲内

別表（第7条関係）

費用弁償

| 区分 | 交通費 | 旅行雑費（1日につき） | | 宿泊料(1夜につき) | | 食卓料 (1夜につき) |
|----------------|--|-------------------------|------|------------|---------|----------------|
| | | | | 甲地方 | 乙地方 | |
| 公共交通機関を利用した場合 | 職員の旅費に関する規程第8条から第11条の規定に基づく鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の額 | 同一地域内旅行 | | 13,100円 | 11,800円 | 2,600円 |
| | | 県内旅行(同一地域内旅行を除く。) | 350円 | | | |
| | | 県外旅行 | 650円 | | | |
| 公用の交通機関を利用した場合 | | 行程40キロメートル未満 | | 13,100円 | 11,800円 | 2,600円 |
| | | 行程40キロメートル以上100キロメートル未満 | 350円 | | | |